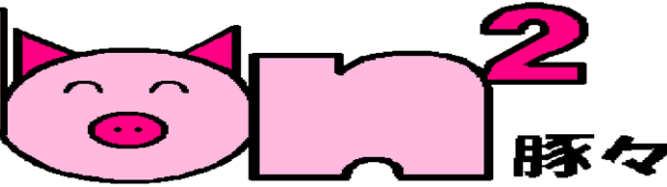


食肉衛生検査情報



〈今月の特集〉

動物用医薬品の残留について



残留基準値を超えた動物用医薬品を検出した食肉は、食品衛生法に基づき市場に流通させることはできません。

食肉衛生検査所では、所管すると畜場に搬入される家畜の臓器や筋肉中に、疾病の治療や予防のために使用される動物用医薬品が基準を超えて残留していないか検査を行っています。

当県所管のと畜場における昨年度の検査の結果、牛、豚各1例から基準値を超えた動物用医薬品の残留を確認しました。また、他県では、すでに食肉として流通していた豚肉から基準値を超えるサルファ剤が検出されたことから、2.4トンにも及ぶ商品が回収された事例も報告されています。

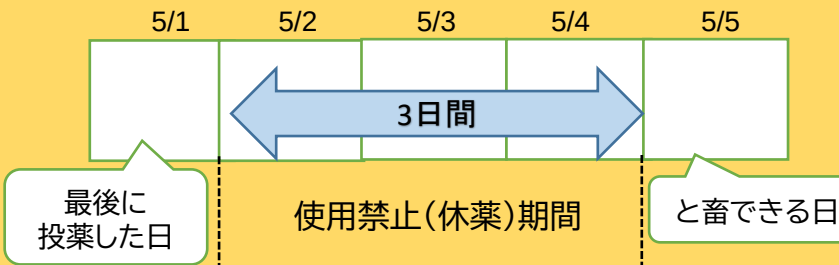
～動物用医薬品の残留を防ぐために～

- 動物用医薬品や飼料添加物は使用の方法・用量・使用禁止(休薬)期間の基準を守って使いましょう
- 動物用医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう
- 投薬した豚には標識をつけるなど、識別ができるようにしましょう
- 出荷前の豚の飼料に抗菌性物質が含まれる子豚用飼料を混入させることのないよう注意しましょう



【使用禁止(休薬)期間の数え方】

例)使用禁止(休薬)期間が3日間の場合



家畜をと畜場へ搬入する際は病気の有無や動物用医薬品の使用状況を申告してください。

【申告事項】

1. 病気の有無
2. 動物用医薬品やそれに類するものの投与の有無

【対象となる期間】

搬入の日からさかのぼって2か月前までの期間

